

## 権利擁護業務（高齢者虐待）について

### 1 高齢者虐待とは

平成18年4月施行

「高齢者（※1）虐待の防止、高齢者の養護者（※2）に対する支援に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、高齢者虐待を以下の**5類型**としています。

（※1）「高齢者」とは：原則65歳以上の者だが、介護保険第2号被保険者（認定者）、65歳未満の者であって特に必要と認められる者も含まれる。

（※2）養護者とは：高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものであり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等（別居している知人含む）が該当する。

#### ①身体的虐待

（例：暴力行為、身体拘束、無理やり食事を食べさせる…等）

#### ②介護・世話の放棄・放任＝ネグレクト（自己放任セルフネグレクト）

（例：食事や水分を与えない、劣悪な環境で放置、医療等を受けさせない…等）

#### ③心理的虐待

（例：怒鳴る、悪口を言う、無視する、子ども扱いする…等）

#### ④性的虐待

（例：同意していない高齢者へわいせつな行為をする、させる。介助の際に裸のまま放置する…等）

#### ⑤経済的虐待

（例：高齢者の預貯金等を本人の承諾なく使う。日常生活に必要な金銭を理由なく渡さない、使わせない…等）

※養護者や家族等が無意識のうちに行っている場合があり、**意図的であるかを問わず**、高齢者の人権が侵害されていると認められる場合は虐待とみなされます。

### 2 高齢者虐待の背景にあるもの

#### ①高齢者側の要因

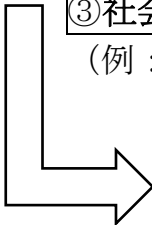
（例：認知症による症状、介護サービスの拒否、養護者への依存…等）

#### ②家族・養護者側の要因

（例：老老介護、社会からの孤立、介護疲れ、養護者自身の病気、介護・病気に関する知識の不足…等）

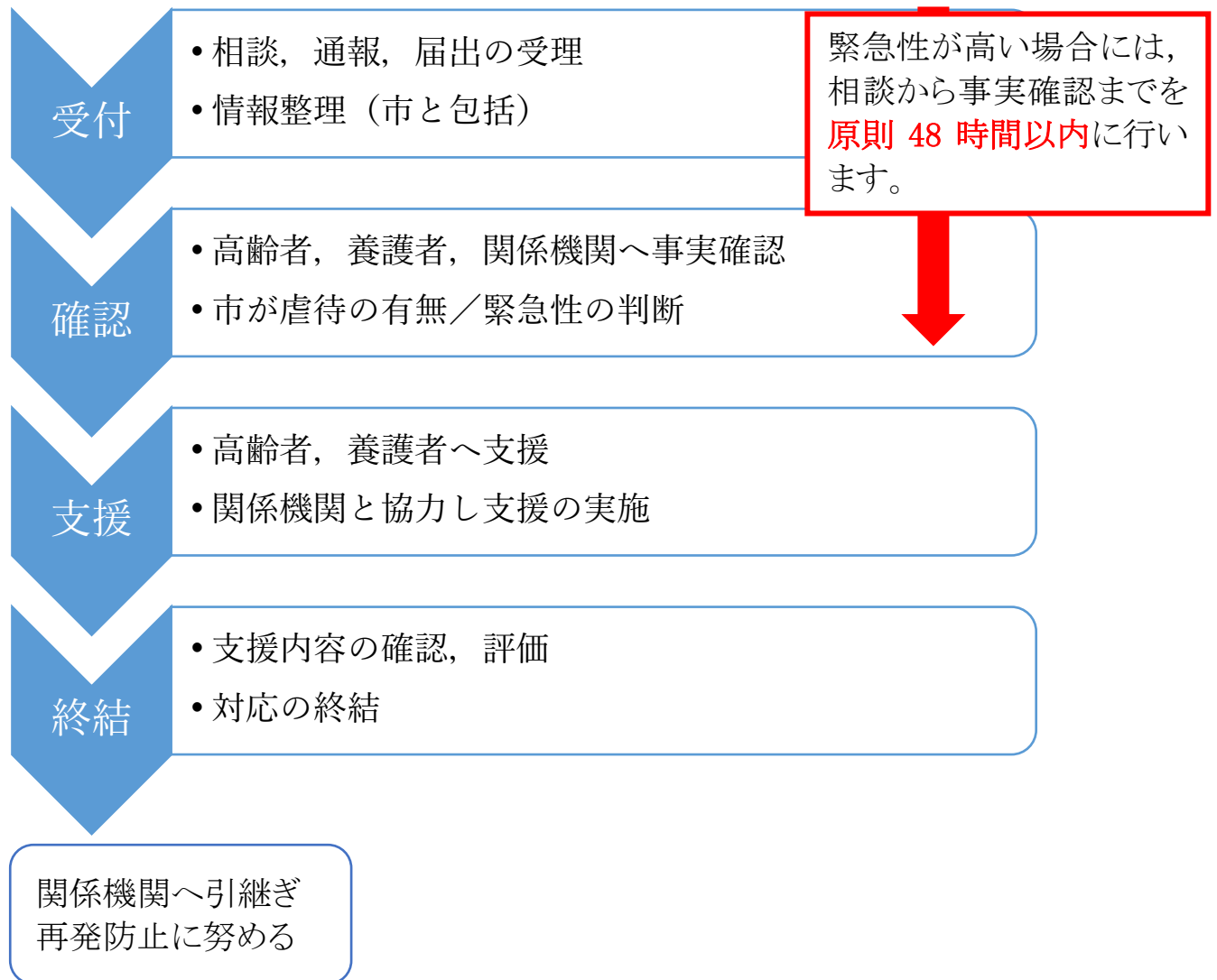
#### ③社会環境側の要因

（例：近隣住民とのつながりが希薄な地域、ニーズに合わない介護サービス、適切な相談先がわからない…等）

 虐待につながる可能性

### 3 高齢者虐待対応について

対応の流れ



### 4 高齢者虐待の予防のために周知・啓発

高齢者虐待の予防のためにチラシ案（別紙資料No 3-2）を市内公共施設にて配布、広報もりやに掲載するなど、周知を行う予定。